

入札説明書等に関する質問回答書

<添付資料1 リスク分担表>

頁 No.	リスクNo	リスクの種類			質問事項	回答	
71	38	4	共通	契約	契約リスクにつきまして、大学と事業者の双方に丸が付されておりますが、自らの責によるものについて、リスクを負担するとの趣旨と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、事由の帰責性の有無によってリスクの負担者が決まるものとなります。 契約の当事者双方の原因による場合には、協議によりそれぞれの負担を定めるものとします。	
72	38	11	共通	制度関連	税制度	外形標準課税に関する税制変更リスクを事業者が負担するのは酷ではないでしょうか。	外形標準課税は、全ての事業者に影響を及ぼす税金であり、本件事業に特別に影響を及ぼす税金であるとは考えられないため、事業者負担としております。
73	38	11	共通	制度関連	税制度	税制度リスクにおいて、外形標準課税に関するものが事業者負担となっておりますが、何故事業者負担なのかその理由をお示しください。	外形標準課税は、全ての事業者に影響を及ぼす税金であり、本件事業に特別に影響を及ぼす税金であるとは考えられないため、事業者負担としております。
74	38	11	共通	制度関連		税制度リスクについて、外形標準課税につきましては、負担者：事業者とありますが、一方、別添資料5 基本契約書（案）別紙3には「本事業に直接関係する法令変更、消費税に関する法令変更、法人に対し課される税のうち利益に課されるもの以外に関する法令変更」とありますので、利益に課される税金ではない外形標準課税につきましては、大学側負担として頂けないでしょうか。	外形標準課税は、全ての事業者に影響を及ぼす税金であり、本件事業に特別に影響を及ぼす税金であるとは考えられないため、事業者負担としております。
75	38	14	共通	制度関連	税制度	PFI事業に特定の税制の新設・変更について、大学側がリスクを分担するとありますが、PFI事業に特定の税制の新設・変更によって、事業者側に何らかのメリットが生じる場合は、事業者側が享受できると考えてよろしいでしょうか。	事業者側に何らかのメリットが生じる場合は、関係者協議会において、その対応を協議します。
76	38	15 16	共通	社会リスク	住民対応	住民対応リスクで事業者が負うべきものに、予め具体的な事例が想定されるものがあればご教示ください。	特に想定される事例はありません。
77	38	16	共通	社会リスク		住民対応リスクについて、維持管理業務及び施設整備事業において、周辺環境上、近隣住民等との約束事がありましたらご指示ください。	現段階ではありません。
78	38	18	共通	社会リスク	第三者賠償	電波障害対策のリスクを事業者が負担するのは酷ではないでしょうか。	基本契約書（案）別紙7にてお示ししておりますように、サービス購入料に電波障害調査・対策費を含めてお支払いすることとしておりますので、施設設計規模に応じて電波障害対策が予想される場合、その対策費用を提案金額に含めてご提案頂きます。なお、関係資料を提示します。
79	39	24 25	共通	不可抗力		「1 原則大学負担、一定の金額までは事業者負担」となっていますが、「一定の金額」について金額及び要件等を具体的な内容にお示しください。	基本契約書（案）第10章をご参照下さい。
80	39	29	共通	物価		物価リスクにつきまして、維持管理期間中に大学と事業者の両方に丸が付されておりますが、物価変動に伴う見直しを行っていただけるため、見直しを要するほどの物価変動に至らない場合、事業者負担となるという趣旨と理解してよろしいでしょうか。	基本契約書（案）別紙9にてお示ししておりますように、価格指数比を算定し、改定率（価格指数比から1を控除した率とする）の絶対値が3.0%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとします。
81	39	33	計画段階	測量・調査		測量・調査リスクについて、電波障害調査の結果により対策費用の増大があった場合に関して、「実施方針等に関する質問回答集」の中で、電波障害調査に係わる資料は入札説明書公表時にご提示いただくことになっていました。内容をお知らせください。	参考資料を提示します。
82	39	33 34	計画段階	計画・設計	測量・調査	No.33において「選定事業者が実施した測量・調査に関するもの」は事業者が負担するとあり、一方No.34において、地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長は大学側が負担するとありますが、選定事業者が実施した調査により、No.34に揚げられた地質障害や地中障害物及び埋蔵文化財が確認された場合は、大学側がリスクを負担すると解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

<添付資料1 リスク分担表>

頁 No.	リスクNo	リスクの種類			質問事項	回答		
83	39	37	建設段階	建設	土地瑕疵	基本契約書(案)の第11条2項(5ページ)からすると、土地瑕疵リスクに、地中障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により発生する合理的な追加費用及び損害が含まれると考えてよろしいでしょうか。	計画段階において地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに費用が必要になった場合の負担及び工期の延長については、リスクNo.34の測量・調査リスクにおいて大学が負担するものとし、建設段階においてはご質問のとおり土地瑕疵リスクにて大学が負担するものとします。	
84	40	46 48 49関連					時限のリスクに伴い、仮に事業が取り止められるといった場合、事業者に生じる損害や増加費用については、具体的にはどのように取り扱われ、どのように大学が負担されるのでしょうか。	基本契約書(案)第54条をご参照下さい。
85	40	55	維持管理段階	維持管理	施設損傷		施設損傷リスクにおいて、事故・火災等によるもの(大学及び第三者の責めによる場合)が大学の負担となっていますが、火災保険等で対応するのでしょうか、対応内容をお知らせください。	熊本大学は火災保険を付保することは予定していませんが、独立行政法人化後について検討中です。
86	40		維持管理段階				建築設備維持管理における法的規制の改定に伴う費用の変動はどうでしょうか。	法制度リスクNo.7,8に該当します。